

郡山市公金管理調整委員会設置要綱

(設置)

第1条 歳計現金及び基金に属する現金等の確実かつ効率的な保管・運用を行うため、郡山市公金管理調整委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事務を行う。

- (1) 金融機関の経営状況の把握に関すること。
- (2) 金融機関の選択及び預入れ限度額に関すること。
- (3) 歳計現金等の資金配分及び保管・運用に関すること。
- (4) その他公金の適切な保管・運用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、会計課長の職にある者をもって充てる。

3 委員には、財政課長、産業雇用政策課長及び上下水道局経営管理課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、会計課において処理する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。